

令和元年 第4回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和元年8月27日(火)				
開催場所				坂戸市役所 201 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 1 時58分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 3 時38分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 19名		欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	武藤 幸雄	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	

会議件名及び顛末

- 会長 委員の皆様ご苦勞様です。
現在の出席農業委員11人、欠席委員0人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第4回農業委員会を開会いたします。
- 会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。
- 議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、7番黒川委員、8番根本委員を指名します。

議長 日程第2 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し
議題とします。

1から3番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番について説明します。譲受人は、現在横沼にある実家に7人で住んでおり、昨年の10月に子供が生まれて以来手狭であると感じていたことから、今回住宅建築を計画したとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、父親と一緒に土木工事会社に勤めており、県内もしくは都内の現場へ直接父親と同乗していくことが多いため、実家及び圏央道坂戸インターから近く、工事車両1台、自家用車2台の計3台分の駐車スペースを確保できる場所であることから選定されたとのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

2番について説明します。譲受人は、妻と2人で富士見市のアパートに住んでいます。結婚後、家財道具が増えてきて手狭になったことから、住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、ふじみ野市の勤務先まで車で通勤できること、実家の栃木へ行き来するため圏央道のインターが近くにあること、家庭菜園が出来るスペースが確保できること等が選定の理由とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

3番について説明します。譲受人は、妻と2人でさいたま市内の木造2階建て住宅に居住しております。両親の高齢化により一緒に暮らすこととなったため、新たな住宅の建築を計画されたとのことです。しかし、現在住んでいる自宅については、宅地面積が166㎡であり、2世帯住宅としては狭すぎるため、さいたま市の宅地は今年の6月2日に売却したとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、川越市の職場まで車で約 25 分で通勤でき、現在の住まいより約 30 分短縮できる、駐車場が 2 台以上確保できる、家族でガーデニング等ができる、友人が市内にいる、東松山市にある大東文化大学を卒業後、鶴ヶ島市にある電機のセキドに勤めていたことがあり土地勘があること等が選定の理由とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1・2 番 三芳野地区中里委員、3 番 勝呂地区森田推進委員の順でお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席 5 番 1 番の譲受人は、同地区内の実家で父親と一緒に電気工事の仕事をしていることから、実家の近くで住宅候補地を探していたところ申請地を紹介されたとのことです。なお、申請地の北側の土地については、4 月に申請がなされ許可となっておりますことから小委員会でも転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

2 番については、申請地の奥の土地が平成 29 年 11 月に許可となり住宅が建っております。隣接地である申請地について、今回転用申請があったものであります。草が少し伸びていますが、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 19 番 3 番の譲受人はさいたま市に住んでおり、川越市山田の会社に勤務しております。親はあきる野市に住んでおり、今回譲受人が高齢の親と同居するために申請地を選定したとのことです。また、勤務地も以前と比べると近くなることから住宅を建築するに至ったものであります。小委員会でも転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。1 から 3 番の案件でご質疑等があればお願いします。

(質疑なしの声)

議長 それでは次に、4 から 6 番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

4 番について説明します。譲受人は、坂戸市に居住しております。3 台の車を所有し、自宅の敷地内に駐車しているとのことですが、車の出し入れに苦労していることから転用を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、申請地は申請人の自宅に隣接している土地であり、自宅との一体利用が可能なが理由とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の駐車場整備の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については宅地との一体処理を計画しており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

5番について説明します。譲受人は、平成17年に坂戸市中富町において宗教法人天理教を包括団体として設立した教会であり、平成23年に上吉田へ教会施設を移転されています。こちらの教会では毎週のように行事が催されており、多い時には100人を超える信者が集まるとのことです。

昨年度、教会施設に隣接する農地の転用を行い、駐車場を新設し、駐車できる台数を増やしましたが、必要台数には満たないことから、今回さらなる駐車場を設置する計画を立てられたとのこと。

申請地の選定理由といたしましては、教会敷地と隣接していることから一体利用が可能であるため選定されたとのこと。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当していると考えられますが、申請面積が既存施設の敷地面積 2,254 m²の2分の1以内であることから、第1種農地の不許可の例外である農地法施行規則第35条第5号で定める既存の施設の拡張に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については地下への浸透としており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

6番について説明します。譲受人は、昭和41年より坂戸市小山にてプラスチック成型・金型・精密機器の製造販売を行っている会社です。近年、商品の多様化、加工技術の向上に伴い、新しい機器を導入し、年々生産量が多くなっており生産ラインの不足が生じていることを理由に今回の敷地拡張の計画を立てられたとのこと。

申請地の選定理由といたしましては、申請地が現在の工場敷地に隣接しているため既存施設との一体利用が可能であることが選定の理由とのことです。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の工場建築の妨げとなる権利を有する者はなく、工場からの排水については本下水へ直接放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

4番 勝呂地区森田推進委員、5番 坂戸地区松永委員、6番 入西地区齋藤委員

の順でお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席 19 番 4 番の案件は、先月の農業委員会において、許可後の計画変更申請として審議し、承認をいただいたため、今回の住宅敷地拡張の転用申請があったものです。譲受人は車 3 台を所有しておりますが、軒下の狭いスペースに鍵の手に駐車しており、車の出し入れに困っていることから、隣接地を購入し、ここを駐車場及び家庭菜園として利用するための申請であり、小委員会ではやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 10 番 5 番の案件は、昨年農転をし、駐車場としての敷地拡張を行ったところですが、前回の転用ではとても駐車しきれず路上駐車が常態となっていることから、ほぼ倍の面積を拡張しなければ車を置ききれないため 750 m²を駐車場として転用するものです。22 日に譲受人に事情を聴いてきましたが、月に 2 回大きな集まりがあり、その際には、50～60 台の車の利用者があり、近くのラーメン屋さんと歯医者さんの駐車場をお借りしている状態であることから、今回の敷地拡張の申請に至ったものであり、小委員会ではやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 11 番 6 番の案件について、25 日に現地確認を行いました。梅が数本植わっており、農地として適正に管理されておりました。譲渡人については、申請地近くの出身ですが現在は東京都にお住まいです。譲受人はプラスチック成型等の加工工場ですが、近隣に聞いたところ特に苦情等もなく、近隣との付き合いもしっかりしているとのことです。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。4 から 6 番の案件でご質疑等があればお願いします。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、採決を行います。

議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 15 号は、許可相当と決定いたします。

議 長 日程第三 議案第 16 号、農用地利用集積計画(案)についてを上程し議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 令和元年 8 月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。

今月の利用権申出状況は、新規が 5 件であり、うち 4 件は、新規に農業参入する企業が農地を借り受けようとするものであります。

令和元年 9 月 1 日設定後の利用集積面積は、約 237.2 h a で前月比 +0.6 h a となります。詳細については、次ページを参照してください。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

議席 17 番 今回の申し出は、浅羽野地区ですが、将来的には、まとまった土地があれば入西地区等でも借りてもらえる可能性はありますか。

事務局 将来的には規模を拡大していく意向であるため浅羽野地区に限らず、借りてもらえる可能性はあるものと考えています。

議席 17 番 対象農地は田のみか。

事務局 当面は田ですが、稲作の農閑期である 10 月から 3 月については、野菜づくりも行う意向があるため、将来的には畑についても集積を行っていくものと考えております。

議席 18 番 当面は会社よりの資金援助により浅羽野地区で水稻栽培を行い、経験を積んだ後、農地所有適格法人の資格を取得し、本格的な農業参入を目指しています。現在は、浅羽野地区において、拠点となる作業場と農業用倉庫の準備も並行的に進めているところです。

議 長 それでは採決を行います。

議案第 16 号 農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 日程第四 議案第 17 号、農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見についてを上程し、議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項において、農業委員会は農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書を市に提出することができることとなっていることから、1. 遊休農地の発生防止及び解消について、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、3. 新規参入の促進について、4. 総合的な農業振興のための取組について、5. 農業委員会への業務支援と体制整備について、6. 市街化調整区域の住宅開発に伴う周辺農地への配慮についての意見書を市へ提出するものです。

(詳細について資料により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

議席 14 番 6 の 1 行目の「坂戸市都市計画法に基づく」とあるが、このような法律は無いのではないかと。

また、6 行目の「近年の豪雨により団地的ではあるが」とあるが、この表現では前後の文章が繋がらない。

事務局 1 点目については、条例名を確認させていただき誤りであれば訂正させていただきます。2 点目については、表現方法を検討させていただきたい。

議席 2 番 1. の (2) の除草用機器の貸出事業の創設については、今までの委員会において、色々と議論してきた経緯もあることから、もう少し突っ込んだ表現とした方がよいのではないかと。

事務局 効率的に遊休農地を解消するためには、乗用型の草刈り機の貸出しがベストであると思うが、このことの問題点は、機械を現場まで運搬しなければならないこと。機械操作が単純ではないこと。メンテナンスが重要であること等があり、県内の自治体でも貸出しを行っている自治体は無い状況であります。このため、意見書では有効な方法について、担当課で検討してもらいたいという内容とした。

13 番 以前も同様の問題について議論し、乗用型の草刈り機の購入について市長の理解があったはずであるが、それはどうなったか。

事務局 市長の理解は乗用型の草刈り機を購入し、農業委員及び推進委員が遊休農地の草刈りしてくれるとの前提のものであるため、農業委員会事務局より農業委員等が遊休農地の草刈りをするための合意は取れていない旨の報告をしたところ、それでは購入は難しいとの判断となったものでございます。

このため今回の意見書では、農業委員会の意見として遊休農地解消のための有効な方策を担当課で検討していただきたい旨の表現となっています。

議席 2 番 意見と言うことでよいのであれば、「乗用型草刈り機の購入」をいれても問題はないのではないかと。

事務局 意見書であるため、購入についての表現を入れることは可能である。
なお、前回の意見書については回答を求めていなかったが、今回は回答をもらう内容となっているので、回答があったら委員会で報告させてもらう。

議席 18 番 前回の提言で「歩行型草刈り機」(ハンマーモア)とは言っているが「乗用型草刈り機」とは言っていない。

議席 17 番 農地パトローにおいて草刈り指導をすると、刈払い機ではとても対応できないため歩行用の草刈り機を貸してもらいたいとの要望がある。何とか対応をしてもらいたい。

議席 19 番 刈払い機でもハンマーモアでも危険を伴うことは同じである。操作方法を十分に周知する必要があるが、雨が続き、草がある程度以上伸びてしまうと刈払い機では対応できないため、ハンマーモアの貸出しを行ってもらいたい。

議 長 それでは採決を行います。
議案第 17 号 農用地利用最適化の推進に係る施策に関する意見書については、原案(一部修正)のとおり決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第 17 号は、原案(一部修正)のとおり決定いたします。なお、市長への意見書の提出につきましては、次回農業委員会の開催前に行いますので、各地区から 1 名の出席をお願いします。

報告第 4 号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(事務局その他について資料により説明)

議長 その他について、委員さんから何かございますか。

事務局 農地意向調査結果については、農委だよりと一緒にお礼文と併せ郵送する準備を
現在進めております。

議長 以上で、令和元年第4回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年8月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員